

○平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて（平成24年9月7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基本的な考え方 平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料及び土壤改良資材として利用する場合並びに米ぬか、<u>脱脂ぬか</u>、<u>ふすま</u>及び<u>麦ぬか</u>を食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、基本的に平成23年産と同様の取扱いとする。また、<u>麦わら</u>を肥料及び土壤改良資材として利用する場合には、飼料用麦わらの調査結果を用いて判断することとする。 (略)</p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">関係通知一覧</p> <p>1 稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料及び土壤改良資材として利用する場合の取扱いに関する通知 (略)</p> <p>2 <u>米ぬか</u>、<u>脱脂ぬか</u>、<u>ふすま</u>及び<u>麦ぬか</u>を食品、飼料等に利用する場合の取扱いに関する通知</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p style="text-align: center;"><u>稲わら</u>、<u>麦わら</u>、<u>もみがら</u>及び<u>もみがらくん炭</u>を肥料及び土壤改良資材として利用する場合の取扱い（概要）</p> <p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を肥料や土壤改良資材として利用する場合には、次表の値が肥料及び土壤改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg）以下であることを確認した上で利用する。</p>	<p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基本的な考え方 平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、基本的に平成23年産と同様の取扱いとする。また、<u>麦わら</u>を土壤改良資材として利用する場合には、飼料用麦わらの調査結果を用いて判断することとする。 (略)</p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">関係通知一覧</p> <p>1 稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合の取扱いに関する通知 (略)</p> <p>2 <u>米ぬか</u>、<u>ふすま</u>及び<u>麦ぬか</u>を食品、飼料等に利用する場合の取扱いに関する通知</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p style="text-align: center;"><u>稲わら</u>、<u>麦わら</u>、<u>もみがら</u>及び<u>もみがらくん炭</u>を土壤改良資材として利用する場合の取扱い（概要）</p> <p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合には、次表の値が土壤改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg）以下であることを確認した上で利用する。</p>

副産物	対象地域				利用の判断に用いるデータ	副産物	対象地域			利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦由来のもの	平成25年産の稲及び麦由来のもの	平成26年産の稲及び麦由来のもの	平成27年産以降の稲及び麦由来のもの			平成24年産の稲及び麦由来のもの	平成25年産の稲及び麦由来のもの	平成26年産の稲及び麦由来のもの	
稲わら	飼料用稲わらの調査対象都県（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）	飼料用稲わらの調査対象県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県）	飼料用稲わらの調査対象県（宮城県、福島県、栃木県）	飼料用稲わらの調査対象県（「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年4月4日付け原子力災害対策本部決定）に基づき玄米の放射性物質検査を行う区域を含む県）	飼料用稲わらの放射性セシウム濃度（水分含有量を製品重量ベースに換算）	稲わら	飼料用稲わらの調査対象17都県（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）	飼料用稲わらの調査対象6県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県）	飼料用稲わらの調査対象3県（宮城県、福島県、栃木県）	飼料用稲わらの放射性セシウム濃度（水分含有量を製品重量ベースに換算）

麦わら	夏作飼料作物等の調査対象県 (岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県)	夏作飼料作物等の調査対象県 (岩手県、福島県)	夏作飼料作物等の調査対象県 (福島県)	夏作飼料作物等の調査対象県 (前年の飼料作物のモニタリング調査において、暫定許容値の1/2を上回る放射性セシウムが確認された地域を有する県)	飼料用麦わらの放射性セシウム濃度 (水分含有量を製品重量ベースに換算)	麦わら	夏作飼料作物等の調査対象8県 (岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県)	夏作飼料作物等の調査対象2県 (岩手県、福島県)	夏作飼料作物等の調査対象1県 (福島県)	飼料用麦わらの放射性セシウム濃度 (水分含有量を製品重量ベースに換算)
もみがら	玄米の検査対象都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、	玄米の検査対象県 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県)	玄米の検査対象県 (宮城県、福島県、栃木県)	玄米の検査対象県 (「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」 (平成23年4	① もみがらの放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② もみがらの放射性セシウム濃度実測値	もみがら	玄米の検査対象17都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県)	玄米の検査対象5県 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県。以下同じ)	玄米の検査対象3県 (宮城県、福島県、栃木県。以下同じ)	① もみがらの放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② もみがらの放射性セシウム濃度実測値

	栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)			月4日付け原子力災害対策本部決定)に基づき玄米の放射性物質検査を行う区域を含む県)		東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県。以下同じ)				
もみがらくん炭	玄米の検査対象都県(青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、	玄米の検査対象県(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県)	玄米の検査対象県(宮城県、福島県、栃木県)	玄米の検査対象県(「検査計画、出荷制限等の品目、区域の設定・解除の考え方」(平成23年4月4日付け原子力災害対策本部決定)に基づき玄米の放射性物質検査を行	① もみがらくん炭の放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数10) 又は ② もみがらくん炭の放射性セシウム濃度実測値	もみがらくん炭	玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	玄米の検査対象3県	① もみがらくん炭の放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射セシウム濃度×加工係数10) 又は ② もみがらくん炭の放射性セシウム濃度実測値

長野  
県、静岡  
岡県)

う区域  
を含む  
県)

別紙 3

米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合の取扱い（概要）

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのこ菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。

平成25年産米以降の精米に用いた原料玄米に係る情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長（食品産業政策課題検討チーム長）、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」をそれぞれの年産に応じた玄米の検査対象県数に読み替えるものとする。

副産物	対象地域				利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	平成26年産の稲及び麦に由来するもの	平成27年産以降の稲及び麦に由来するもの	
米ぬか	玄米の	玄米の	玄米の	玄米の	① 米ぬかの放射性セシ

別紙 3

米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合の取扱い（概要）

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのこ菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。

平成25年産米及び26年産米の情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長（食品産業政策課題検討チーム長）、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」をそれぞれ、「5県」及び「3県」に読み替えるものとする。

副産物	対象地域			利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	平成26年産の稲及び麦に由来するもの	
米ぬか	玄米の検	玄米の検	玄米の検	① 米ぬかの放射性セシ

	検査対象都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	検査対象県 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県)	検査対象県 (宮城県、福島県、栃木県)	検査対象県 (「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考	ウム濃度推計値 (精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8) 又は ② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値		検査対象17 都県	検査対象5 県	検査対象3 県	ウム濃度推計値 (精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8) 又は ② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値
脱脂ぬか	玄米の検査対象都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、	玄米の検査対象県 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県)	玄米の検査対象県 (宮城県、福島県、栃木県)	玄米の検査対象県 (「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値	脱脂ぬか	玄米の検査対象17 都県	玄米の検査対象5 県	玄米の検査対象3 県	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値

	新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)			え方」(平成23年4月4日付け原子力災害対策本部決定)に基づき玄米の放射性物質検査を行う区域を含む県)						
ふすま、 麦ぬか	玄麦の検査対象都県(青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神	玄麦の検査対象都県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都)	対象県なし	対象県なし	① ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度推計値 (製粉、精麦に用いた玄麦の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度実測値	ふすま、 麦ぬか	玄麦の検査対象17都県(青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)	玄麦の検査対象9都県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都)	対象県なし	① ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度推計値 (製粉、精麦に用いた玄麦の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度実測値

